

令和2年第12回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和2年12月7日(月) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場築城支所 2階第4・第5会議室
3. 出席委員 13(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
出席	委員	6番	西田 浩二
欠席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千亜紀
出席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	吉田 俊明

4. 事務局
江本 昭二郎
柴田 歩美
産業課 川口 哲

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第2号 農地法第4条の規程による許可申請について
- 第4 議案第3号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第5 議案第4号 非農地証明願について
- 第6 議案第5号 令和2年度農地利用集積計画書(案)について
- 第7 議案第6号 築上町農業振興地域整備計画の一部変更について
- 第8 報告事項
- 第9 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和2年 第12回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、13名です。定足数に達しています。ただいまから令和2年第12回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、1番：出口委員と2番：宮野委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程第2、議案第1号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第1号の1、申請人：[]さんの件について、宮野委員さんから説明をお願いします。

2番（宮野委員） この案件につきましては、やすらぎの丘霊園から南に300m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが、[]さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の2、申請人：[]さんの件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、[]委員さんは退席願います。

([]委員退席)

議長（蛭崎会長） それでは、[]委員さんから説明をお願いします。

13番（吉留委員） この案件につきましては、町立下城井小学校から北西に300m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが[]さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。

ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第1号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。退席者をお呼びください。

([]委員着席)

議長（蛭崎会長） 続きまして、議案第1号の3、申請人：[]さんの件について、出口委員さんから説明をお願いします。

1 番 (出口委員) この案件につきましては、町立下城井小学校から北東に120m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが、[]さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長 (蛭崎会長) これより審議に入ります。
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長 (蛭崎会長) 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長 (蛭崎会長) 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第1号の4、申請人：[]さんの件について、出口委員さんから説明をお願いします。

1 番 (出口委員) この案件につきましては、築上町共同育苗施設から北西に100mと築城ICから北西に350mと第一青蓮保育園から南東に210m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが、[]さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長 (蛭崎会長) これより審議に入ります。
ただいまの4番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長 (蛭崎会長) 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の4、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第1号の5、申請人：[]さんの件について、出口委員さんから説明をお願いします。

1番（出口委員） この案件につきましては、築城ICから南西に185mと第一青蓮保育園から南東に210m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが、[]さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの5番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の5については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の5、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第2号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第2号の1、申請人：[]さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

1 2 番 (吉田委員) この案件につきましては、町立築城小学校から北西に160m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[]さんが、申請地を進入路にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第4条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長 (蛭崎会長) これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長 (蛭崎会長) 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第2号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長 (蛭崎会長) 異議なしと認めます。
日程第3、議案第2号の1、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第4、議案第3号

議長 (蛭崎会長) 日程第4、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長 (蛭崎会長) 事務局の朗読が終わりました。
議案第3号の1、申請人：[]さん
の件について、吉留委員さんから説明をお願いします。

1 3 番 (吉留委員) この案件につきましては、広末ストアーから西に420m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、生産性の低い小集団の農地で、第2種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[]さんに[]在住の[]さんと[]在住の[]さんが土地を売買し、太陽光発電設備にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第3号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第4、議案第3号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。
続きまして、議案第3号の2、申請人：■■■■さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

12番（吉田委員） この案件につきましては、町立築城小学校から北西に160m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の■■■■さんに、■■■■
■■■■在住の■■■■さんが土地を売買して進入路にし、所有権の1/2を譲り受けるものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第3号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第4、議案第3号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。
続きまして、議案第3号の3、申請人：■■■■さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

1 2 番（吉田委員） この案件につきましては、町立築城小学校から北西に150m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、第1種区分に該当しますが、第1種農地の例外規定、集落接続により、転用可能な農地と考えられます。今回、申請人の■■■■さんに、■■■■■在住の■■■■■さんが土地を売買し、一般住宅を建設するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第3号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第4、議案第3号の3、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。
続きまして、議案第3号の4、申請人：■■■■■さんの件について、横山委員さんから説明をお願いします。

5番（横山委員） この案件につきましては、松丸集落センターから北西に110m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、生産性の低い小集団の農地で、第2種に該当する農地と判断します。今回、申請人の■■■■■さんに■■■■■在住の■■■■■さんが土地を売買し、進入路及び自治会用花壇にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの4番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第3号の4については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第4、議案第3号の4、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第5、議案第4号

議長（蛭崎会長） 日程第5、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第5号

議長（蛭崎会長） 日程第6、議案第5号「令和2年度農地利用集積計画書（案）について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

産業課 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第6号

議長（蛭崎会長） 日程第7、議案第6号「築上町農業振興地整備計画の一部変更について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

産業課

【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長）

朗読が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第8、報告事項

議長（蛭崎会長）

日程第8「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局

【 報告事項一括朗読 】

1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約 0件
2. 農業耕作者・管理者名義変更届出 8件
3. 農地法施行規則第29条第1項届出 0件
4. 農地改良行為届出 1件

議長（蛭崎会長）

ただいまの提案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長）


以上をもちまして、令和2年第12回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

1 番委員 (出口 貞味 委員) :

出口 貞味 

署名委員

2 番委員 (宮野 葵 委員) :

宮野 葵 